

## 随意契約理由書

(件名) 磯島取水場 吸水井ゲート設備修繕

本件は、磯島取水場に設置している吸水井ゲート設備を修繕するものである。

本設備は、取水ポンプの維持管理を行う上で必要な設備であるが、故障が発生していることから直ちに修繕しなければならない。

本修繕に関しては、本設備の補修工事等を行っている、株式会社クボタ建設に問い合わせたところ、直ちに資機材、労力の手配が可能であると回答があった。

このため、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の規定により随意契約することとする。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積書を省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 第一変電所ほか排水ポンプ設備修繕

本件は、村野浄水場の第一変電所ほか設置している排水ポンプ設備を修繕するものである。

本設備は、建屋内の排水を目的に設置している設備であるが、故障しているため、直ちに修繕しなければならない。

このため地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約することとする。

また、施工については、「随意契約ガイドライン3(4)【契約相手方選定に係る要件】(ア)及び(イ)②③⑥」を満たすことから、株式会社中央土木に問い合わせたところ、直ちに資機材、労力の手配が可能であると回答があったため、同者に依頼する。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第7号)の規定により、比較見積書を省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 マンガン処理施設薬品注入設備修繕

本件は、村野浄水場マンガン処理施設に設置している薬品注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、マンガン処理を行う上で必要な設備であるが、故障が発生していることから直ちに修繕しなければならない。

このため地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約することとする。

また、施工については当該設備の製造業者である月島機械株式会社から維持管理業務を移管されている月島テクノメンテサービス株式会社に問い合わせたところ、直ちに資機材、労力の手配が可能であると回答があったため、同者に依頼する。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 三島浄水場 水質計器設備改良工事

本件は、三島浄水場の水質計器設備の改良工事を行うものである。

当初、一般競争入札を実施したが不調となり、再度の入札に付しても予定価格範囲内の応札がなく不調となった。

このため、再度の入札に唯一応札した向洋電機株式会社に見積り額を下げる事が可能か確認したところ、可能であるとの回答を得たことから、同社に見積りを依頼し、提出された見積り額が予定価格の範囲内であった場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うこととする。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）により省略。

## 随意契約理由書

(件名) 漏水修理工事(4 拓蓮間幹線・豊中市)

本工事は、豊中市新千里北町二丁目地内において、4 拓蓮間幹線(φ300)の漏水修理を行うものである。

当該管路は、当企業団の送水幹線として豊中市へ水道水を供給している送水管である。

今回の漏水事故により送水ができない状況が続いた場合、豊中市への水道水の供給が不足し、豊中市水道事業の安定供給に支障をきたすこととなる。

よって、緊急に漏水修理の工事を行う必要があり、については緊急の必要により競争入札に付することができないため、隣接箇所を現在施工中であるエフワイ土木株式会社は資機材の調達や人員の準備が可能であり、また随時契約ガイドライン3(4)【契約相手方選定に係る要件】(ア)及び(イ)①⑥の要件を満たすことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号の規定に基づき比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### (件名) 配水管緊急布設替工事 (守口北分岐・寝屋川市)

本工事は、寝屋川市葛原一丁目地内～寝屋川市葛原新町地内において、配水管の布設替を行うものである。

当該箇所において、令和4年10月23日に漏水が発生したため、「漏水修理及び給水施設閉栓工事(東部水道事業所管内)(単価契約)」の施工業者である株式会社江川組に出動を指示した。

漏水箇所を特定するため、現場にて掘削を行ったが、配水管の埋設位置が想定よりも深く、地下水量が多いうえ、当該配水管上に複数の地下埋設物が輻輳しているため、さらに深く掘削するとこれらの倒壊の危険が伴うため作業を中止した。

また、当該配水管は昭和42年に埋設された耐用年数を超過した鋼管であり、今回修理しても漏水の再発の可能性が高いことから、漏水修理ではなく耐震性を有した铸铁管で布設替することとした。

なお、当該配水管により配水している受水事業所は長期の受水停止が困難で、配水を継続する必要があるため、漏水については仮排水している状況にあるが、このままでは路面の陥没も懸念されることから、緊急で布設替工事に着手する必要がある。

工事の実施にあたっては、随意契約ガイドラインの「特に急迫を要する緊急の工事」に該当することから、「漏水修理及び給水施設閉栓工事(東部水道事業所管内)(単価契約)」の施工業者である株式会社江川組に施工の可否を確認したところ、早急に資機材、労力を確保し着手可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号により、株式会社江川組と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用13条関係第1項第7号)の規定により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 枚岡ポンプ場ほか 60MHz 帯無線電話装置改良工事

本件は、枚岡ポンプ場ほか2箇所に設置されている60MHz帯無線設備について、更新を行うものである。

当初7月4日、一般競争入札を実施した結果、予定価格内での入札がなかったため、不調となった。また、9月20日、9月26日に再度競争入札を実施したが再び不調となった。

このため、再度入札で最低価格であった株式会社大日電子に確認したところ、予定価格内での履行が可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により同者と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条および同運用第13条関係第1項第9号により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 泉佐野岩出線減圧弁修繕工事

契約番号：04-83-修繕-7912

本件は、大阪広域水道企業団泉南水道センター管内にあるりんくう南浜への送水管に設置している減圧弁2基のうち、老朽化対策のため1基を修繕するものである。

本工事の対象となる減圧弁は、株式会社栗本鐵工所が製造していることから、修繕するためには、同業者の特殊専門技術や独自の交換部品等が必要である。このため、本工事の施工が可能な者は、本減圧弁を製造した株式会社栗本鐵工所のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約するものである。

## 比較見積り省略理由

本件業務については、減圧弁の交換部品等が独自製品であり、製造業者に実施させることが必要であることから、大阪広域水道企業団契約規定第13条第1項のただし書き及び同運用第7項(1)①の規定により比較見積りを省略する。



## 随意契約理由書

(件名) 大野高区1号送水ポンプ分解整備工事

本件は大阪狭山市大野台一丁目32番64号(ニュータウン配水池)に設置している送水ポンプの分解整備を実施するものである。

本件対象である送水ポンプは製造業者独自の基準により設計・製作されていることから、分解整備、分解整備後の動作確認、試験及び調整を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本件を実施可能な者は本送水ポンプを製造した株式会社西島製作所大阪支店一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により株式会社西島製作所大阪支店と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

本案件は、大阪広域水道企業団契約規程運用第13条(同運用第13条関係第1項第1号)の規定により省略する。

## 随意契約理由書

(件名) ニュータウン配水池 残留塩素計緊急補修

本件は、大阪狭山市大野台一丁目32番64号にあるニュータウン配水池に設置している残留塩素計が故障したため緊急で修繕を行うものである。

配水池の残留塩素濃度を連続測定するための残留塩素計が作動しなくなり、このままでは1日1回の手分析による測定しかできず、水質の安全確保等、管理上著しく支障をきたすこととなるため、早急に補修を行う必要がある。

以上のことから、水道施設管理業務を委託している株式会社ウォーターエージェンシー大阪北オペレーションセンター大阪営業所に緊急補修の対応可否を確認したところ、可能であると回答を受けた。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により株式会社ウォーターエージェンシー大阪北オペレーションセンター大阪営業所と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 光陽台第一配水池ポンプ設備更新工事

本件は、競争入札に付しても入札者が無く、再度の入札に付しても入札者が無かった。また、再度の入札に際して入札辞退されたが、エントリーした業者と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約の調整を行っていたが、それも不調となった。

このため、近年、阪南水道センター若しくは阪南市において施工実績のある者に受注の意向を確認したところ、株式会社第一テクノ関西支店1者のみ対応可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

上記の理由から大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第9号の規定により、比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 送水管整備工事 (渇水対策)

本件は、孝子浄水場 (自己水) の水源である逢帰ダムの水位が少雨により低下しており、今後まとまった降雨がなくダム水が枯渇した場合は、一部の地域 (孝子地区など約 200 世帯) で長期に断水するおそれがあるため、ダム水が枯渇した場合に備えて、直ちに別系統の水が入る深日配水池から孝子浄水場に逆送できるよう応急的に対策工事を実施するものである。現在、ダム水の延命措置のため応急工事を実施しており、現地に精通している株式会社岬水道商会であれば、早急に資機材及び人材の準備が可能であることが確認できた。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の規定により、株式会社岬水道商会と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条 (同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号) の規定により比較見積りを省略する。